

財団法人日本土壌協会寄附行為

昭和 26 年 6 月 30 日設立認可
農林省指令 26 農地第 2217 号

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、財団法人日本土壌協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、理事会の議決を経て、必要の地に
従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、土壌の調査研究を行う外土壌の保全及び開発並びに土地生産力の増進そ
の他土壌健全化運動の促進を図り以て国土資源の活用に寄与することを目的とす
る。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土地改良及び土地生産力増進に関する事項
- (2) 土壌の調査研究に関する事項
- (3) 土壌の保全及び改良に関する事項
- (4) その他本会の目的を達成するに必要な事項

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時における財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会においてこれを定める。

(基本財産の処分)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事
業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2

以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けてその一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

第10条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金をすることができる。

- 2 本会が、資金の借入(前項の一時借入金を除く。)をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、理事会の議決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規程にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときには、会長は、理事会の議決を経て、前会計年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立の日までの間、これに基づき収入支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

(事業報告書及び収支計算書等)

第13条 会長は、毎事業年度終了後、遅滞なく次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会の議決を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 4 会長は、前項の書類及び監査報告書を事務所に備え付けておかななければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上 15人以内
- (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうちから会長1人、副会長1人、専務理事1人及び常務理事1人を互選する。
- 5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3

分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して業務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
- 5 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 6 監事は、民法第59条に規程する職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第17条 任期満了又は辞任により、役員がその定数を欠くに至った場合は、退任した役員はその後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(解任)

第18条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現任数及び評議員現任数の3分の2以上の議決を経て、解任することができる。この場合には、本会はその理事会及び評議員会の開催の日の2週間前までにその役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、理事会及び評議員会で弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第19条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規程にかかわらず、必要がある場合には、理事会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問及び参与)

第20条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、会長の要請により、業務に参画するものとする。

第4章 賛助会員

(賛助会員)

第21条 本会の目的に賛同するものは、本会の賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、理事会で別に定めるところに従い、賛助会費を納めるものとする。

第5章 理事会

(構成)

- 第22条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(招集)

- 第23条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
 - 3 定例理事会は、毎年2回これを開催する。
 - 4 臨時理事会は、次の場合にこれを開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 5 理事会の招集は、少なくともその開催の日の2週間前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知してしなければならない。

(権能)

- 第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支計算
 - (3) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 前項第1号及び第2号の事項は、評議員会に付議した後これをするものとする。

(議長)

- 第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第26条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

- 第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

- 第28条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。
- 2 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

(議事録)

- 第29条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記する。)
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 本会に、評議員20人以上30人以内を置く。

- 2 評議員は、学識経験者のうちから理事会が選任し、会長が委嘱する。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、会長の付議する事項について審議し、又は会長に対して意見を述べることができる。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。
- 5 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べるができる。

(規程の準用)

第32条 第16条から第19条までの規程は、評議員について準用する。この場合において、役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

- 2 第23条 第5項及び第26条から第29条までの規程は、評議員会について準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 事務局等

(事務局)

第33条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第34条 会長は、主たる事務所に、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員等及び職員の名簿及び略歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 36 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規程によるほか、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の多数による議決を経なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 37 条 本会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 雑則

(細則)

第 38 条 この寄付行為に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

この寄付行為の変更は、農林水産大臣の許可の日（平成 11 年 8 月 2 日）から施行する。